

2015 年度西洋史研究会大会

日時：11 月 14 日（土）・15 日（日）

会場：立教大学池袋キャンパス 本館（1 号館/モリス館）2 階 1202 教室

○11 月 14 日（土）

【自由論題】14：00～17：00（各報告 45 分・質疑応答 15 分）

◎「貨幣から見る前 1 世紀後半のローマ政界 - 貨幣鑄造者の検討を中心に -」

比佐篤（関西大学非常勤講師）

◎「九世紀後半の東西教会関係 - アナスタシウス・ビブリオテカリウスの活動を中心に -」

岸田菜摘（早稲田大学大学院）

◎「旅する投稿者と英領ナイジェリア新聞ネットワーク」

澤田望（東京大学助教）

○11 月 15 日（日）9：00～17：00

【共通論題「歴史とレトリック - 古代地中海世界における虚構・真実・説得 -」】

司会 阪本浩（青山学院大学教授）

師尾晶子（千葉商科大学教授）

田中創（東京大学准教授）

趣旨説明・論点開示 浦野聡（立教大学教授） 9：00～9：40

基調報告 9：40～12：20

(1)「古代ギリシアの弁論における『神話』のレトリック」

庄子大亮（立命館大学非常勤講師）

(2)「前 4 世紀アテーナイの法廷と修辞 - 冷静と情熱の間 -」

佐藤昇（神戸大学准教授）

(3)「ローマ帝政初期の模擬弁論と歴史記述」

吉田俊一郎（東京大学助教）

(4)「初期キリスト教における歴史とレトリック」

大谷哲（日本学術振興会）

昼食休憩 12：20～13：40

討論 1 13：40～15：30

休憩 15：30～15：50

討論 2 15：50～17：00

※以下の報告要旨は未定稿につき、全て引用不可とします。

「貨幣から見る前1世紀後半のローマ政界 - 貨幣製造者の検討を中心に -」

比佐篤（関西大学非常勤講師）

前1世紀後半、ローマは地中海世界全体を勢力下に置いた。その過程と同時に共和政内部で生じていた内乱を勝ち抜いたオクタウィアヌスがローマの支配の頂点に立ち、ローマの政治体制はいわゆる元首政へと移行した。ただしその支配にあたっては、共和政期から引き継いだ制度を用い続けた。貨幣に関する制度もそのひとつである。

もともと共和政初期のローマは自都市で貨幣を製造していなかったが、やがて独自の貨幣を製造していくようになる。そうしたローマの貨幣はギリシアの貨幣を模倣しており、神々を中心とした図像が描かれていた。ただし、ギリシアの貨幣とは大きく異なる点が存在した。それは図像の多様性である。ギリシアの貨幣は、都市ごとに自都市に関連する神々やモチーフを図像として採用するのが通例であった。原則として図像は大きく変わることなく同じものが使われ続けた。これに対してローマの貨幣は、ある程度のパターンは存在していたものの、特定の決まった図像だけを描いていたわけではなかった。それどころか前2世紀半ばを過ぎる頃には、毎年のように新たなモチーフが確認されるようになる。共和政末期には、特定の有力者に関連する図像へと収斂し、元首政期には皇帝とその一族に関わるものに限定されるようになっていく。いわば、有力な政治家のための政治宣伝またはプロパガンダの色合いが濃くなっていったと言える。

ただしローマの貨幣に関しては、もうひとつ見落とせない事実がある。共和政期の貨幣には貨幣の製造を管轄した貨幣製造三人委員の名前が刻まれている点である。前2世紀には貨幣製造委員の名前も刻まれるようになるのが一般的となり、前1世紀後半に至るまで、約300人の製造者の名前を確認できる。ローマの公職者のなかで、貨幣製造三人委員の地位は非常に低い。にもかかわらず、ポンペイウスやカエサルに関連する図像と共に、そうした地位の低い貨幣製造委員の名前が刻まれていた。元首政が成立すると、貨幣から貨幣製造三人委員の名前は消え去った。ただし前10年代の貨幣には、再び貨幣製造三人委員の名前が表れるようになる。だが結局のところ後1世紀に入ると、その名前はもはや刻まれなくなってしまふ。有力者の政治宣伝やプロパガンダであるならば、貨幣製造三人委員の名前は不要であろう。なぜ共和政末期に至っても彼らの名前は刻まれていたのであろうか。そしてなぜ元首政初期に貨幣製造三人委員の名前を刻む習慣が一時的に復活したのであろうか。

そこで本発表では、前1世紀後半の貨幣に見られる貨幣製造者の検討を通じて、当時のローマ政界の状況の一端を提示してみたい。元首政期に名前を確認できる貨幣製造委員には、共和政期の者たちと同じく、有力者を顕彰しつつも巧みに自己宣伝を織り交ぜる者が少なからず存在していた。ただし、そうした自己宣伝を行っていない者も同時に確認できる。したがって貨幣製造者の検討を通じて、元首政初期の制度のみならず政界も、共和政期の状況を受け継ぎながら徐々に変容していった様相の一端が明らかになるであろう。

「九世紀後半の東西教会関係 - アナスタシウス・ビブリオテカリウスの活動を中心に -」

岸田菜摘（早稲田大学大学院）

ヨーロッパにおけるキリスト教世界は、西のカトリックと東の正教という二つの世界に長い時間をかけ徐々に分化した。特に象徴となる事件が東西教会の相互破門（1054年）であるが、二つの教会の分裂は九世紀頃には既に始まっていたという説が有力である。本報告では九世紀後半の東西教会関係を、ローマ教会側の翻訳者、使節、教会人として実際の両世界の交渉に立ち会ったアナスタシウス・ビブリオテカリウスの活動から検討し、交渉の実態を浮き彫りにすることを目的とする。

一般的にローマ教会がビザンツ帝国と袂を分かったのは、ラヴェンナ総督府の陥落によってイタリア半島におけるビザンツの影響力が失われ、フランクとの新たな同盟関係を結びカール大帝に皇帝戴冠（800年）した前後であり、それ以降ローマ教会はビザンツ＝正教世界とは異なる独自の路線を歩んでいくとされる。先行研究においては、ローマとコンスタンティノーブルという二つの教会は九世紀後半にはそれぞれ宣教活動を通じて影響力の範囲を広げ、その結果としてローマ教皇が総主教座に対して首位権を主張した論争「フォティオスのシスマ」（861－880年）、および新たにキリスト教化したブルガリア教会の帰属を巡って両教会の対立は先鋭化したとされることが多い。しかしこれは後の東西教会の分裂の過程としての一面的な捉え方であり、ビザンツ・フランク・ローマの三者間の政治的思惑を背景にした東西教会の関係の実態とは異なっていると考えられる。

当時西ヨーロッパはカロリング朝帝国が諸王国に分裂し、それぞれ国家の利害に沿った教会を擁していたため、聖画像崇敬問題を巡るローマ教会とフランク教会の見解の相違のように、しばしば同じラテン＝カトリック世界においてもローマ教会とフランク等他教会の間で統合がなされているとは言い難い状態にあった。他方、マケドニア朝ビザンツはイタリア半島に対する干渉を始め、またイコノクラスムによって乱されたキリスト教世界の再統合を図りつつ、正統信仰の守護者としての己の存在を主張していた。フランク諸王国との利害の対立やビザンツの圧迫のなかで、ローマ教会がなぜペテロの後継者としての首位権を主張したのか、ビザンツ側はローマ教会の主張をいかに受け止めたのかという問題は興味深い。

本報告が主軸として取り上げるアナスタシウス・ビブリオテカリウスは、教皇ニコラウス一世のもとで教会人、翻訳者としての活動を始めた。教皇ニコラウス一世はフランク諸王国がそれぞれの国家教会を形成するなか、「普遍的な教会」およびその長としてのローマ教会の首位権を主張したことで知られている。アナスタシウスもまたその影響を受けつつ、翻訳者としてギリシャ語聖人伝や年代記をラテン語に翻訳する一方、ビザンツ世界との交渉役を担った。また続いて教皇ハドリアヌス二世、ヨハネス八世に文書局長として仕えると同時に、皇帝ロドヴィコ二世の使者としてコンスタンティノーブルに赴き、869年の公会議に参加している。アナスタシウスは869年直後に書かれた書簡では公会議で認められたビザン

ツ側の主張への歴史的な観点からの反論やローマ側の言い分を強調する一方、872年頃に書かれた書簡ではローマ教会と正教会が共に認める聖画像崇敬に関する擁護をし、東西教会の不一致の原因を訳語の不正確さに求めていた。本報告ではアナスタシウスの書簡等の分析から、東西教会の対立というよりも、実際の交渉においてフランクとビザンツという二つの勢力の間で揺れ動くなかで、ローマ教会が必ずしも実態には即していない教皇の優越性やラテン＝カトリック世界の団結を主張する言説を形成していたという実態を明らかにする。またアナスタシウスは翻訳者としてビザンツ側の観点や情報を取り込みつつも、ローマ教会側の擁護者として反論していくが、その具体的な論理を869年の公会議決議録訳文の前文や総主教フォティオスとのフィリオクェに関する論争から具体的に例示したい。

東西教会世界はローマとコンスタンティノーブルの二つを中心として分裂すると考えられがちであるが、九世紀後半の当時は未だローマはビザンツとの密接な関係を維持しつつフランク諸王国との新たな関係を模索している段階にあった。アナスタシウスらの実際の交渉からは教会史においてもローマ・フランク・ビザンツの三者関係こそが重要な役割を果たしていた、という実態が浮き彫りとなる。

本報告は、黎明期ナイジェリア新聞を支えた地域横断的ネットワークの素描のもと、植民地化に伴う人・モノ・情報の流動化や、大西洋を越えたアフリカン・ディアスポラの繋がりが、新聞の紙面にいかなる影響を与えたのかについて考察するものである。

1807年の奴隷貿易禁止後、解放奴隷がシエラレオネのフリータウンに送り込まれた。宣教師の伝道活動によってキリスト教に改宗し英語教育を受けた解放奴隷は、西アフリカ各地に帰還し、英語力と現地人との交渉力を武器に、植民地政府官吏、商人、聖職者、その他の専門職を担う最初のアフリカ系人エリート層を形成する。現在ナイジェリア連邦共和国と呼ばれる地域の南西部でも、1840年以降に「サロ」と呼ばれたシエラレオネからの帰還民が増え始め、彼らの中には1870年代から独自の出版活動を展開するものが現れてくる。

ナイジェリア出版史において1880年から1920年までの40年間は、アフリカ系人主導の新聞出版事業黎明期と位置づけられる。シエラレオネ生まれの裕福な商人リチャード・ビール・ブレイズ(1844-1904)が創刊した『ラゴス・タイムズ・アンド・ゴールドコースト・アドヴァタイザー』紙(1880-83)を皮切りに、イギリス植民地行政と対外貿易の重要拠点であったラゴス島を中心とする地域で20紙が出版された。

新聞は、1922年に植民地政府立法評議会がその構成員にアフリカ系非官職成員3名を加えるまで、アフリカ系人が様々な議論を繰り広げる事実上唯一の機関であった。そのため、黎明期ナイジェリア新聞を扱う従来の研究は、しばしば植民地政府への抵抗という形をとった政治的主張のメディアとしての新聞に注目し、編集者の役割を重視してきた。しかし本報告では、当時のナイジェリア新聞が、編集者の独占的な伝達機関ではなく、奴隷貿易や植民地化に伴う人・モノ・情報の流動化やアフリカ系知識人のネットワークに支えられ、ナイジェリア内外の通信員や読者など様々な情報提供者の共同作業から生まれたものであり、他地域の新聞を引用することによる紙面の充実が図られていたことを指摘する。

19世紀後半からの交通網と情報技術の発達に伴い、ナイジェリア新聞は世界各地のニュースを掲載するようになり、世界情勢と連動する自らの姿を描写し始める。それを支えていたのは、郵便・鉄道・電信の発達に伴う通信ネットワークの他に、新聞出版事業を担うアフリカ系人の様々な繋がりであった。第一に、家族（血縁）ネットワークがあげられる。これは、ラゴス島周辺地域に居住するアフリカ系人と、彼らの出身地域との繋がりであり、ナイジェリア南西部や他の西アフリカのみならず、ときにブラジルやアメリカにも広がっていた。第二に、主としてキリスト教団体を基盤とした宗教ネットワークがある。第三に、専門職、植民地政府、商業・手工業・農業に従事した個人や団体の職業ネットワーク。第四に、学術団体への所属や留学を通じた学問的ネットワークがある。第五に、大西洋を越えたアフリカ系人の政治的・思想的な繋がりであり、しばしば第一から第四のネットワークと重複する。これらのネットワークは、アフリカ系人エリートのコスモポリタンな性質を反映してお

り、しばしば彼らが所属した様々なアソシエーションを介する自発的な結びつきをもたらすものであった。

本報告では、教養文化の中心地であったラゴスのアフリカ系人エリートが、これらのネットワークを駆使しながら実現させた旅の報道をもとに、彼らがいかに世界を読者に伝え、自らが居住する地域の情報をいかに内外に向けて描写していたのかについても考察を加える。具体的には、『イーグル・アンド・ラゴス・クリティック』紙(1883-1888)と『ラゴス・オブザーヴァー』紙(1882-1890)に連載されたラゴス植民地最高裁判所登記官ジョン・オトンバ・ペイン(1839-1906)が1886年に旅した西アフリカ沿岸部・ブラジル・イギリス・フランスに関する報道と、1912-1913年にナイジェリア新聞各紙が報道した原住民土地保護代表団のイギリスへの旅を分析の対象にする。さらに、ナイジェリア内部への旅の叙述について、1912-13年『ラゴス・ウィークリー・レコード』紙(1891-1930)に連載されたジョン・ペイン・ジャクソン(1847-1915)のラゴス内陸部ヨルバランドおよびナイジェリア北部巡回紀行を取り上げる。これらの報道分析を通して、新聞が集合的な自己分類化や、個人的な自己実現・自己形成の手段として活用されていた事例を示す。ラゴス島を中心として行われた新聞出版事業を、より広範な諸関係の中に位置づけることで、現在再注目を集めているアフリカ出版文化史に新たな素材を提供したい。

共通論題「歴史とレトリック - 古代地中海世界における虚構・真実・説得 -」

趣旨説明・論点開示 浦野聡（立教大学教授）

3年前の本会共通論題では、西洋古代史と関連諸学の近年の協業・連携の来し方行く末を論題に取り上げ、考古学や美術史、パピルス学、碑文学といった専門諸学と古代史学の交わりの現状と将来像についてさまざまな立場から論じていただいた。その際、文学・古典学、なかでも修辞学研究における研究の進展との関わりについては取り上げる余裕がなく、会の組織にあたった者のひとりとして、いささか心残りであった。

近年に進展を見た歴史関連諸学の協業の成果は、これまで信頼されてきた文献上の記述に虚構や定型論題＝トポスの存在を指摘し、歴史研究における古代文献の利用の仕方に警鐘を鳴らす一方、古代の著作家の記述を動かさざる参照軸としがちであった考古学・美術史の従来のある方にも再考を迫っている。それは、とりわけここ20年来、システマティックな考古学的調査の知見が積み重ねられたことを背景にした動向だが、即座に思いつくところでも、スーザン・オールコックの景観史的・地域研究の嚆矢ともいえるべき著作はそうした研究の好例といえるだろう。この研究は、ガッロの経済史研究を受けて、ヘレニズム・ローマ帝政期のギリシア語著作家に見られる「人口減少 oliganthropia」のトポスを取り上げ、輝かしい栄光の古典期ギリシアとは対照的な、侘しい隷従の帝政期ギリシアというトポスが、帝政期における都市聚落の隆盛という考古学的調査結果とは相容れない修辞的仮構にすぎないと鮮やかに指摘したのであった。そのように、私たち歴史家は、考古学者や美術史家だけでなく、古典文学、とくに修辞学に関する研究成果を、ますます必要とする、ないしは少なくとも無視しえぬようになってきている。これは協業の必要性の技術的・方法的側面といえる。

それだけではない。近年、古代史家は、レトリックや修辞家・弁論家の政治的・社会的な機能や役割といったことにいつそう関心を寄せつつある（今、ここでは私は、レトリックという語を広く、説得のための言語的技術（cf. Platon, *Gor.* 454e-455a; Cicero, *de oratore*, 1.61.260）という意味で用いている。したがって、哲学者や文法学者であることを自認したり、後代の学者によってそれらに分類されたりする人たちでも、この技術を能く用いたり論じたりしている限り、広く弁論家のうちに含めることとする）。我が国では、最近でも長谷川岳男氏や桑山由文氏、田中創氏や本間俊行氏らがローマ帝政期の弁論家を取り上げて関連する問題を論じているし、ギリシア古典期でも上野慎也氏や栗原麻子氏、佐藤昇氏の研究はこの流れに連なるものといえるだろう。文学の分野でも、ディオニュシオスやデメトリオス、あるいはディオ・クリュソストモス、クインティリアヌス、ピロストラトスといった後の時代に属する弁論家や修辞学者の著作の翻訳が現れはじめているのは、文学研究者の間でも作品の社会的コンテクストが次第に明らかになり、これまで余り注目されてこなかったそれらの作品やその著者が、魅力ある新たな輝きを持ちはじめてきているからではないかと思われる。海外でもレトリックと社会の関係について論じた研究は、近年のものだけでも枚挙に

暇がない。歴史家・古典学者はいずれも、レトリックが一貫して地中海世界の知的潮流をリードし、古代末期に至るまでたゆまぬ発展を遂げていったこと、そしてまたそれが社会の中で常に中心的位置を占め続けていたのには、しかるべき政治的・社会的な理由・背景があると考えられることに注目し、両者の関係のあり方にあらためて光を当てつつある。これは協業の必要性の思潮的・研究視角的側面といえよう。

かくして、以上ふたつの面から、修辞学・弁論家研究は、歴史家や歴史関連諸学がますますその分野における研究の進展を注視し、また自らの新知見をフィードバックすべき重要な分野となっている。そこで、本日は、修辞学研究と歴史研究の有望な若手各位にそれぞれの立場と関心から、比重の違いはあれ、これら協業の両面に纏わる研究成果をご披露いただくこととしたい。それに先立ち、私自身は、論点開示を兼ねて、修辞学（者）と古代地中海世界の関わり、あるいはむしろ後者における前者の重要性・中心性について簡単な所見を提示し、その上で、古代世界＝社会の文脈の中で、弁論作品から虚構と真実をいかに読み解きうるか、またそれらは弁論家・著述家の説得という役割とどのように関わっているか、今回の報告者の方によっては中心的に扱われないローマ帝政前期ギリシア語圏のそれ、とりわけディオ・クリュソストモスの弁論を例に取り、歴史家の立場から問題点を具体的に提示してみたい。今日の共通論題の副題に示したような論点の意味を、私なりにどのようにとらえているか例示したいという考えからである。討論では、各報告を手がかりに、今日の我々日本の研究者が、現代の文脈の中で、それぞれの立場から西洋古代の弁論や著作に何を読み解き、いかなることについての「説得」を試みようとしているのか、といったところにまで話題が及ぶことを期待している。

「古代ギリシアの弁論における『神話』のレトリック」

庄子大亮（立命館大学非常勤講師）

本発表では、古代ギリシアの弁論における「神話（ミュートス）」のはたらきに注目する。ここでいう「神話」とは、神々および、神々の子孫とイメージされた英雄たちについての、太古を舞台にした物語のことである。それらは主に口承詩によって流布しており、いうまでもなくその筆頭が、前8世紀頃の詩人ホメロスの叙事詩であった。こうした神話が、前5世紀以降に発展していく弁論において、なぜ、どのように、レトリックとして機能しえたのか。その問いは、「虚構と現実」、「神話と歴史」をめぐるギリシア人の心性理解にもつながるものとして重要であろう。

以上のような観点のもと、アテナイの高名な弁論家イソクラテス（前436～前338年）を特に考察対象としたい。イソクラテスには神話を内容に取り入れた弁論が複数あり、そこでは神話の伝統が強く意識されつつ、先行する諸弁論の神話に言及したレトリックが踏襲あるいはときに批判的に継受されてもいることから、彼の弁論は、神話とレトリックをめぐる諸問題の焦点として有意義と考えるからである。イソクラテスによる神話の扱いについては、歴史と連続する論理的言説としてイソクラテスは神話を捉えていると指摘した **Claude Calame** や、イソクラテスは自身の政治的主張に即した神話を弁論において積極的に語っていることを強調した **Terry L. Papillon** などの論考を参考にしつつ、検討を進めていくことにする。

まずは、祭典に集うギリシア人に向け、アテナイ主導のもと団結して異民族ペルシアに対抗すべきであるとうったえる弁論『民族祭典演説（パネギュリコス）』などを例に、神話についてのイソクラテスの言及を見ていく。たとえば彼は、アテナイが始原より神々に愛された土地で、ギリシア全体に恩恵を与えてきたと語る。そして、太古に攻め寄せた外敵をアテナイが撃退したという神話を讃美し、その業績を、ギリシアが勝利した前5世紀初めの現実のペルシア戦争に重ね合わせる。そうやって彼はアテナイの偉大さを示し、アテナイこそギリシアの盟主たるべきと主張するのである。

続いて、かくのごとく弁論において神話が用いられた背景や、その「神話レトリック」の影響力について理解を深めていきたい。イソクラテスは詩人ホメロスについて、その物語が人々の心にうったえかけるものであること、そして彼の伝えたトロイア戦争の物語がギリシア人全体に「歴史的事実」のごとく共有されていることを肯定的に評価するなど、神話を伝えてきた詩人の伝統を意識している。またその点で、イソクラテスが現実のペルシア戦争勝利を神話上のトロイア戦争に並べて賞讃するのは、競技勝者を神話の英雄に並べ讃えた、詩人ピンダロスの祝勝歌に通ずるレトリックといえる。ここで思い起こすべきは、そうした口承伝統をめぐる状況の変化である。ギリシア人の神話的過去、彼らにとっての「歴史」は、長らく詩人たちの口承によって受け継がれ、流布してきたが、前5世紀にはヘロドトスやトゥキュディデスといった「歴史家」があらわれ、神話について著作中で論じたり、弁論を教

えるソフィストたちも神話を解釈したりするようになっていた。識字の普及もあいまって、神話は主に口承詩人によってこそ伝えられるという伝統は揺らいでいたわけである。こうしたなかでイソクラテスは、ギリシア人の伝統的パラダイムである神話の影響力を意識し、ときに積極的に神話を受け継ぎ、弁論において活用しようとしたといえよう。もちろん、そのような発想はイソクラテスにおいて突然生じたものではない。遡れば、ペルシア戦争の戦没者を讃えて始まったと推測される「葬送演説」においても、アテナイの神話的過去が現実のアテナイの戦勝・発展と並べ讃えられていた。ここでは、そのようにイソクラテス以前もふり返りながら、伝統継承・変化の一つの帰着点としてイソクラテスの神話レトリックを位置づけてみたい。

それから終盤では、神話を単にそのまま受け入れたわけではないイソクラテスのレトリックを、さらに詳しく検討していこうと思う。たとえば、ホメロスが伝えたトロイア戦争の物語においては本来、一体性をもったギリシア人と異民族との戦争との構図はなかったのであるが、イソクラテスは、ギリシア人が結集して異民族と戦ったことこそ、この神話が語り継がれ共有されるに至った理由であるという。そして全ギリシア人の結託と異民族の征討という彼自身の構想が、すでに行動規範として神話に示されているとうったえる。このようにイソクラテスは、自身の主張を、神話と呼応させることによって、民族の行動原理へと昇華させようとしているのである。

本発表では、以上のような道筋で考察していく予定である。

古典期アテナイの法廷が修辞学の発展に大きく寄与した事実に関しては、アリストテレス『修辞学』を引用するまでもあるまい。アテナイの法廷は、訴訟当事者らが各々の主張を弁論によって提示し合う場であり、抽籤により選ばれた、専門的司法教育を欠いた、一般の市民たちを弁論によって説得する場であった。したがって修辞学では当時、法廷において、いかに素人陪審員、すなわち一般民衆を説得するか、その技術の分析と練磨に力が注がれていた。現代の研究においては、『修辞学』に加え、法廷弁論を分析することにより、当時、法律論以外のいかなるトポス、あるいは証拠など（法律や証言の提示方法や奴隷拷問、プロクレーシスへの言及など）が陪審員の説得に寄与したのか、あるいは、陪審員を説得する際に感情と法律がいかなる役割を果たしたのか、こうした問題がしばしば議論の焦点となってきた。

他方、法廷での演説は、発話者からの一方的コミュニケーションではあり得ない。説得される側の陪審員たちもまた、訴訟当事者たちに対して野次を飛ばし、歓声を上げ、不平を鳴らし、喝采を送った。さらに、このコミュニケーションは法廷内のみに留まらない。法廷の外には、単なる野次馬から当事者の一方を応援する者まで、大なり小なり見物人が集うことがしばしばであった。訴訟当事者（演説者）と非当事者たち（陪審員、見物人）の間に成立する双方向的コミュニケーションについては、これまでも散発的に指摘があった。しかしながら、そうした現象が、史料、とりわけ法廷弁論の中に見いだされる意味については、これまで殆ど検討に付されてこなかった。とは言え、弁論中、これらの双方向コミュニケーションに言及することに、なんら修辞上の機能がなかったとも考え難い。したがって本報告では、法廷弁論の中から陪審員の野次・喝采・怒号、そして野次馬、見物人たちに対する言及を取り上げ、それぞれの修辞的効果、説得の為の機能について考えてみることにしたい。

陪審員の野次・喝采・怒号については、V. Bers, “*Dikastic Thorubos*”, Cartledge and Harvey (eds.) *CRUX*, Cambridge, 1985, 1-15 が発表されている。陪審員による音声を伴った意思表示が、古典期アテナイの法廷において、実際に広く見られる現象であったことが示され、さらに、そうした陪審員たちの声が、弁論の妨害、証言（情報共有）、訴訟当事者や証人らへの問いかけ・呼びかけといった、3つに類型化されることが主張されている。たしかに、法廷弁論を繙けば、陪審員たちが上げた声により、弁論が立ち行かなくなった経験などが語られ、Bersの示すような機能が実際にあった蓋然性は高い。しかしながら史料上の言及は、そうした声を上げるよう、訴訟当事者らが陪審員に求めているものばかりである。何故、訴訟当事者たちは、陪審員に呼びかけ、そうした行動を促したのであろうか。本報告では、法廷弁論の修辞、弁論戦略上の観点から、こうした呼びかけが、どのような機能を果たしていたのか、陪審員の説得に如何に寄与するものと捉えられていたのか、考察を加えていきたい。

野次馬、見物人に関しては、A. M. Lanni が、“*Spectator sport or serious politics? hoi periestekotes*

and the Athenian lawcourts”, *JHS* 117 (1997): 183–9 をはじめ, いくつかの論考を發表している。彼女は, 野次馬たちの存在が, 司法や社会秩序維持のために実際上の具体的機能を有していたと主張し, たとえば, 陪審員に対する審判者の役割を担ったなどとしている。しかし, この解釈はいささか危ういようにも思われる。たしかに, 審議中, 法廷外に野次馬や見物人たちが集っていたケースが少なからずあった。しかし, 投票後の陪審員に対して, 彼らが何かしら審判者的な行動を実際に採ったとする事例は, 管見の限り, 見当たらない。あるいはまた, W. Riess, “The Athenian Legal System and its Public Aspects”, in Gagarin and Lanni (eds.) *SYMPOSION 2013*, Wien 2014, 153-172 など, 法廷外見物人の存在に, アテーナイ社会の秩序維持機能があったと推測している。本報告では, これらとは視点を変え, 野次馬, 見物人たちが担った実際上の機能ではなく, 法廷弁論の中で彼らに言及することが, どのような修辞上の効果を意図したものであったのか, 類型化し, 文脈を検討するものとする。さらにその背景を探ることで, 古典期アテーナイの司法空間における説得のあり方について考察を深めていくこととしたい。

ローマ帝政初期に盛んになった模擬弁論 *declamatio* は、架空の主題に基づいた練習弁論である。その実態は大セネカの著作『弁論家と模擬弁論家の警句、分割、潤色』*Oratorum et rhetorum sententiae, divisiones, colores* によって我々に知られている。そこに挙げられた 80 余りの主題の多くは全くの空想に基づくものであるが、少数のものはローマの歴史に基づいて作られている。それらは本来は弁論の練習用の題材であったが、修辞学教育の普及に伴って、同時代の歴史記述にも影響を与えていったのであり、このことは大セネカも自覚していた（彼自身も、今は散逸した『歴史』を著したことから明らかなように、歴史記述に対する強い関心を持っていた）。本発表では、この関係に焦点を当て、両者の共通点と相違点とが大セネカや、同時代の模擬弁論家・歴史家たちにどのように認識されていたかを描き出そうと試みる。そのためにまず、両者の関係について全般的な記述を試み、続いて、具体的な検討例として、キケロの死にまつわる三つの模擬弁論主題（*Sen. Con. 7.2, Suas. 6, 7*）を取り上げる。

模擬弁論が歴史上の出来事を扱う際には、それについて知られていることに忠実に従う必要はなかった。時として事実と反することや、事実かどうか全く知られていないことが主題の中の状況設定に含まれることがあったし、模擬弁論においてはこのことは問題であるとは考えられていなかった。主題設定にこうした虚偽が含まれる理由は、主題を弁論の訓練ないし技術の発揮の場として、より挑戦のしがいのあるものにするためであると考えられる。また、模擬弁論においては、主題と矛盾することを言うてはならないという規則は厳格であったが、その規則に従う限りにおいて、主題にない細かい背景事実や、動機や心情の解釈を弁論家が付け加えることは自由であった。模擬弁論家たちは、歴史的テーマにおいて、こうした付加が事実と即したものであるかどうかを顧慮していなかった。彼らがこうした付加において重視していたのは、自分の弁論をより説得的、魅力的にすることであった。

模擬弁論のこのような虚偽性は、当時においても十分に認識されていたが、それでもこのジャンルが歴史記述との関わりを失うことはなかった。このことは内容と文体との両面において言えることである。内容面では、上記のようにして形成された虚偽を含む模擬弁論の主題設定やそれについての弁論が、しだいに歴史記述に取り込まれていったことが指摘されている。文体面では、大セネカ自身が、模擬弁論家の文体の模範として、同じ主題についての歴史家の描写や叙事詩を引用していることが注目され、この点では大セネカは、両者（および叙事詩）の間の違いをそれほど意識していないように見える。

こうした状況の実例として本発表で取り上げるのは、キケロの死を扱う三つの模擬弁論主題である。*Sen. Con. 7.2* は、キケロを殺害したポピリウスが、その忘恩のことで訴えられるという模擬法廷弁論である。そこでは、彼がかつて殺人罪の裁判でキケロに弁護され

たという設定が重要になっている。大セネカは、歴史家たちが、キケロが弁護したこの裁判自体の存在を疑っていることを知っていた（現代の研究では、疑いはポピリウスという人物自体の存在にまで向けられている）。にもかかわらず、この設定はあたかも事実であるかのように歴史記述に入り込んでおり、その痕跡を我々はワレリウス・マクシムス（5.3.4）に認めることができる。

Suas. 6 は、アントニウスに命乞いをすべきか思案するキケロに弁者が勧告を行うという模擬勧告弁論である。これに対する論評において大セネカは、弁論主題そのものから離れ、様々な歴史家たちがキケロの死とその人生全体とについて書いた箇所を読者に提示している。彼はこの脱線の理由として、これらの箇所が模擬弁論家と比べ真に力強い表現を持っているという点を挙げる。さらにこの点で彼らと比較する形で、キケロの死を描いた叙事詩人からの引用も行われる。

Suas. 7 においては、アントニウスが、キケロが彼を弾劾して著した『ピリッピカ』を焼き捨てることを条件に、彼の命を救うという提案をなし、それに従うべきかを弁者がキケロに勧告する。大セネカはこの主題が「馬鹿げている」ことを明言しているが、にもかかわらず彼はこの主題を他の主題と同様に、模擬弁論としては何ら欠けることのないものとして扱っている。

本発表ではこれらの箇所の分析から、上に述べたような模擬弁論と歴史記述との共通点・相違点に関する当時の認識について、総合的に考察を加えたい。

本報告ではローマ帝国に生きたキリスト教徒が用いた修辞学を考察するため、紀元後3世紀初頭の属州アフリカ・プロコンスラリス州都カルタゴで活動した最初期のラテン教父、テルトゥリアヌスの『スカプラへ *ad Scaplam*』を取り上げる。本史料は、紀元後212/213年に執筆され、当時の属州総督スカプラが行っていた迫害を停止するよう求めた、公開書簡であったとされている。

テルトゥリアヌスは『護教論』、『ユダヤ人駁論』などの対外的なキリスト教擁護の書、あるいは『マルキオン駁論』、『プラクセアス駁論』のような対異端論文、さらには『兵士の冠について』、『見世物について』などキリスト教徒教導のための書物など、様々な書を残している。その中でも『異邦人たちへ』『護教論』等に用いられる修辞学的構想、法学的論証方法は彼の特徴として研究者たちの注目を集めてきた。しかしながら、『スカプラへ』はその全文の短さと簡潔さゆえか、3世紀初頭のキリスト教徒が置かれた状況を考察する材料として度々取り上げられながらも、Timothy D. Barnes, *Tertullian: A Historical and Literary Study*, rev. edn., Oxford 1985, Geoffrey D. Dunn, *Rhetorical Structure in Tertullian's ad Scaplam, Vigiliae Christianae* 56, 2002, 47-55 以外ではその修辞学的要素が考察の対象となることは稀であった。

本報告はそれゆえ、『スカプラへ』がどのような修辞学的構成をもっているかを確認し、その上で、テルトゥリアヌスが本書の送付先とした総督スカプラを説得するために、どのような論法を用いているかを見る。その際、『スカプラへ』がテルトゥリアヌスの護教的文書の中でもどのような位置づけとなるかに注意を向けなければならない。従来、テルトゥリアヌスの護教的書物の執筆は、197年にアフリカで行われた、キリスト教徒を対象とした裁判を直接的契機として書かれた『異邦人たちへ』に始まり、これを書き改めた『護教論』を、212年ないし213年、総督スカプラのもとで発生したキリスト教徒迫害を契機に縮約版として書き改めたものが『スカプラへ』であると見なされてきた。そのため本報告は、先行版とされる二つの著作、とりわけ『護教論』と比較しつつ『スカプラへ』を分析する。

その際重要となるのは、テルトゥリアヌスが本書の中で自己の主張を補強するために用いる種々の「歴史 *historia*」である。ローマ時代の弁論家たちは叙述の根拠となる「現実の出来事 *res gestae*」として「歴史 *historia*」を提示する。テルトゥリアヌスは本書において、スカプラと属州アフリカの住民たちが共有していた「歴史 *historia*」として、過去にキリスト教徒を迫害した総督たちが如何に悲惨な最期を遂げたか、またスカプラの先任者たちにも、キリスト教徒の断罪に消極的で、裁判においてキリスト教徒被告に同情的であった者たちがいたことを並べ立てる。

このようなテルトゥリアヌスが提示する、ごく近い時代の *historia* の諸例は、実は単純に事実を並べたものではない。迫害総督たちの悲惨な最期の描写は、明らかにキリスト教徒としての願望から生じた虚構が織り込まれている。また、次に並べ立てられるキリスト教徒に

同情的であった総督たちのプロソポグラフィーを検証すれば、先帝セウェルスによって処刑された者、『スカプラへ』執筆がなされた可能性の高い212年に失脚している者が含まれ、キリスト教徒迫害が総督にもたらす帰結を想起させるには、いささか不適切な事例を挙げているようにも思われる。さらには、共同統治帝であった弟ゲタを殺害し単独帝となっていたカラカラ（アントニヌス）帝の宮廷には、セウェルス帝期からキリスト教徒プロクルスが出入りしていたとテルトゥリアヌスは述べるが、カシウス・ディオ『ローマ史』によれば、プロクルスと皇帝家を結び付けていたカラカラ帝の家庭教師エホドゥスは、211年に粛清された宮廷メンバーのうちの一人である。総督スカプラに対し、宮廷と近いキリスト教徒の存在を示す事例としてはやはり不適切であると言わざるを得ない。

こうした修辞学的な説得の書として不適切な *historia* 提示を含む『スカプラへ』を理解するために、本報告は本書が執筆された状況、本書の執筆動機へ改めて立ち返って考察する。2世紀に誕生したキリスト教「護教論」という文学類型は研究史上、その目的が実際に皇帝や元老院、公職者への嘆願にあったのか否か、キリスト教教会内での回覧に留まる、信徒の教導や慰撫のための文章ではなかったのかという疑問に曝されてきた。『異邦人たちへ』、『護教論』と言った先行の護教テキストに比べても極めて具体的で時間的に近い時代の *historia* ばかりを用いた『スカプラへ』の分析は、本書内で用いられる修辞学の性格を明らかにするだけでなく、キリスト教護教論文学全体の類型研究に対する一助ともなろう。